

西フランク王国の統治行為における文書利用

——いわゆる「カピトゥラリア」を中心に——

津田 拓郎

はじめに

カロリング期の「カピトゥラリア」（単数形「カピトゥラーレ」）¹は、伝統的に「君主の勅令」であるとみなされてきたテキスト群である。「カピトゥラリア＝勅令」という理解に対してはすでに多くの研究者が疑問を呈しているものの、「勅令」でないならば「カピトゥラリア」とはいったい何なのかという問いに対して、研究者間の見解は一致していないのが現状である²。こうした状況がありながらもフランク王国研究において「カピトゥラリア」は最重要史料の一つとして用いられ続けているが、十分な史料論的考察を経ずして「カピトゥラリア」を研究に用いている限り、その成果は暫定的なものにしかならないと言わざるを得ない。

「カピトゥラリア」に関する理解を困難にしている要因の一つは、我々が「カピトゥラリア」とみなしてきたテキスト群の中に、極めて多様な役割を持ったものが含まれている点に求められる。いくつかの先行研究がすでに「カピトゥラリアの多様性」を強調する見解を提示しており³、それを踏まえるなら、「カピトゥラリアとは何か」という問いに対する答えは単純なものとはなり得ないことが容易に予想出来るのである。

また、時代ごとの慣行の変化が見落とされがちであった点も、従来の研究の大きな問題であると思われる。通説では、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期（特に内戦開始以前）に「大量のカピトゥラリア」が発布されたのに対し、カロリング後期には西フランク王国（特にシャルル禿頭王時代）を除くと基本的に「カピトゥラリア」の慣行は消滅したとされてきた⁴。こうした陳述の

¹ A. Boretius (ed.), *MGH Capitularia regum Francorum I*, Hannover, 1883; Idem and V. Krause (eds.), *MGH Capitularia regum Francorum II*, Hannover, 1897. 以下本稿では MGH Cap. I 及び II と表記し、史料名、史料番号とともに引用する。

² こうした研究動向については、拙論「カピトゥラリアに関する近年の研究動向」、『西欧中世文書の史料論的研究平成23年度研究成果報告書』、2012年、pp. 110-134 に詳しく記しておいたため、ここで詳細を述べることは行わない。2013年10月現在、http://www2.lit.kyushu-u.ac.jp/~his_west/siryu_ron/houkoku_syotsuda.pdf でも閲覧可能となっている。

³ ここでは、シャルルマーニュ期の「カピトゥラリア」の多様性を強調する、菊地重仁「テキストとしてのカロリング期カピトゥラリア」、『名古屋大学グローバルCOEプログラム第12回国際研究集会報告書』、2012年、pp. 205-215のみを挙げておく。拙論「カピトゥラリアに関する近年の研究動向」においてもこの種の指摘を行う研究を多数紹介しておいた。

⁴ MGH版の収録点数を見るなら、メロヴィング期に関して9点、宮宰期～小ピピン期までが9点、シャルルマーニュ期が80点以上（加えて「補遺」*Additamenta*に26点）、ルイ敬虔帝期は約40点（さらに「補遺」

背後には、シャルルマーニュ期の「カピトゥラリア」とルイ敬虔帝やシャルル禿頭王の「カピトゥラリア」を基本的に同質の史料群であると捉える理解が存在している。これまでの「カピトゥラリア」研究はシャルルマーニュ期とルイ敬虔帝期に集中していたため、シャルル禿頭王期については単純に「シャルルマーニュ期以来の慣行が継続した」と考えられてきたのである⁵。

筆者はこれまでの研究において、シャルルマーニュ期及びルイ敬虔帝期に関しては、「カピトゥラリア」という史料類型の存在そのものを疑うべきであるという見解を示すとともに、シャルル禿頭王期になると文書慣行が大きく変更するという展望を仮説的に提示してきた⁶。これを受けて本稿では、シャルル禿頭王期の「カピトゥラリア」を取り巻くコンテクストを分析することで、統治における文書利用のあり方の一端を探り、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期について得られた知見との相違を考える中で、カロリング期の文書慣行を動的に捉えるための手がかりを獲得することを試みる。

なお以下の議論においてしばしばあらわれる *capitula* や *capitulare* (複数形 *capitularia*) という語の同時代における意味については注意が必要である。これらの語は初期中世においては第一に、「条項別の形式で書かれた文書」一般を意味し得たのであり、史料中にこれらの語があらわれたからといって、無批判に「カピトゥラリア」という何らかの一史料類型が意味されていると考えるべきではない⁷。*capitula* や *capitulare* といった語は、何らかの形容詞や付加語を伴って初めて、

に7点)、西フランクは37点(加えて「補遺」に14点)、中部フランクは30弱、東フランクはなし(「補遺」に7点)となっている。この数字から得られるイメージは、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期がフランク王国史の「最盛期」であるという見方と親和性を持っている。ここからは、ルイ敬虔帝期後半から始まる内戦以降の混乱の中で「カピトゥラリア」の慣行も西フランクを除いて「衰退」していったという理解が生じるのである。しかし、カロリング後期における「衰退」のイメージはすでに全面的な見直しが進められているため、「カピトゥラリア」の分野に関しても、単純な「最盛期」や「衰退」といったイメージを導入すべきではないものと思われる。

⁵ シャルル禿頭王時代の「カピトゥラリア」を対象にした研究は、事実上 J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the Reign of Charles the Bald', *Politics and Ritual in Early Medieval Europe*, London, 1986, pp. 91-116 のみである。シャルル禿頭王期に関する研究の不在を指摘するのは、F. J. Felten, 'Konzilsakten als Quellen für die Gesellschaftsgeschichte des 9. Jahrhunderts', G. Jenal (ed.), *Herrschaft, Kirche, Kultur. Beiträge zur Geschichte des Mittelalters. Festschrift für Friedrich Prinz zu seinem 65. Geburtstag*, Stuttgart, 1993, pp. 180f.; T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio: Zur religiös-pastoralen Dimension von Kapitularien und kapitulariennahmen Texten (507-814)*, Frankfurt am Main, 1997, pp. 6f.; S. Patzold, *Episcopus. Wissen über Bischöfe im Frankenreich des späten 8. bis frühen 10. Jahrhunderts*, Ostfildern, 2008, p. 63, n. 88.

⁶ 拙論「カロリング期のカピトゥラリア—同時代人は『カピトゥラリア』を一つの文書類型として認識していたのか?」、『ヨーロッパ文化史研究』第13号、2012年、pp. 167-198; 同「カロリング期フランク王国における『カピトゥラリア』と宮廷アーカイヴ」、『ヨーロッパ文化史研究』第14号、2013年、pp. 79-97; 同「シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期のいわゆる『カピトゥラリア』についての一考察」、『西洋史研究』新輯第42号、2013年、pp. 1-38.

⁷ この点については、拙論「カロリング期のカピトゥラリア—同時代人は『カピトゥラリア』を一つの文書

特定の文書（ないし特定の文書類型）を意味する語としてあらわれてくるのである。カロリング期の流れの中で文書類型に関する認識が変化している可能性も考慮した上で、以下本稿では鉤括弧付きの「カピトゥラリア」という語を、「研究者たちによって『カピトゥラリア』として扱われてきた文書群」一般の意味で用いることとする。

1. アンセギスの「カピトゥラリア蒐集」

さて、具体的にシャルル禿頭王時代の分析を行う前に、ルイ敬虔帝治世中頃の827年に成立した、フントネル修道院長アンセギスの「カピトゥラリア蒐集」に触れておく必要がある。この蒐集が「カピトゥラリア」という史料類型の成立にとって大きな役割を果たしたと考えられるためである。全4巻と補足からなるこの蒐集の性質については様々な議論がなされてきたが、現在では、私的に作成されたもの、つまり宮廷の依頼を受けて作られたのではなく、アンセギス個人のイニシアチヴで作られたものだという理解が通説となっている⁸。第1巻と第3巻がシャルルマーニュに由来する史料、第2巻と第4巻がルイ敬虔帝（と共同皇帝ロタール1世）に由来する史料を収録しており、それぞれ教会関係のものと世俗関係のものに分類されている。また、教会関係の条項と世俗関係の条項を異なった巻に収録するというアンセギスの方針ゆえに、MGH版（や他の同時代の写本）で「一つのカピトゥラレ」として編集されている条項群が、ばらばらにされて複数の巻に収録されている事例も少なくない。メモ書きのようなそれだけでは意味をなさない条項や、アンセギスが他の条項と重複しているなどの理由で蒐集本体に収録すべきではないと考えた条項は補足にまとめられている⁹。

アンセギス蒐集の特徴としては、どの条項が何年にどこで発布されたものなのかの情報が一切記載されていない点、収録されている条項が極めて多様なものである点を指摘することが出来る。こうした状況は、蒐集序文の陳述から説明可能である。彼は「様々な時期に様々な羊皮紙片にばらばらに書かれていた」¹⁰ものをこの蒐集にまとめたと述べており、蒐集作業を行った時点では、目の前のテキストがいつどこで誰によって何のために出されたものだったのかが判然としない状況に置かれていたと推測出来るのである¹¹。彼の目の前にあった「羊皮紙片」には、必ずしも成

類型として認識していたのか？」で論じておいた。

⁸ G. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, Hannover, 1996, pp. 68-70. アンセギス収集については、拙論「カロリング期のカピトゥラリアー同時代人は『カピトゥラリア』を一つの文書類型として認識していたのか？」pp. 179-185も参照のこと。

⁹ G. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, p. 17.

¹⁰ "...in diversis sparsim scripta membranulis per diversorum spatia temporum fuerant", *ibid.*, p. 432. シュミッツは、アンセギス蒐集のテキスト分析から、彼が既存の何らかの蒐集を用いた形跡が見られないことを明らかにし、羊皮紙片をもとに蒐集を作成したという陳述は信頼に値すると評価している、*ibid.*, pp. 68-70.

¹¹ アンセギスが年代順に条項を配置しようと試みたことが明らかにされているものの、そこにはしばしば誤

立年代や発布地、発布者、テキストのそもそもの機能を示すような序文や見出しは付されていないことだろう¹²。筆者は旧稿において、アンセギス蒐集に収録されているテキスト群は、そもそも「カピトゥラリア」なる一類型として一括して把握されうるようなものではなく、極めて多様な成立事情・機能を有していた雑多なテキスト群であったとの仮説を提示した¹³。蒐集には、君主を中心とした集会で確定的な文書の形で発布されたと考えられるテキストのみならず、君主が国王巡察使に与えた指令の記録や集会における議論の途中経過を記したものの、現在ではその役割を明らかにするのが困難なメモ書きのようなテキストなども収録されているのである¹⁴。アンセギスは「羊皮紙片にばらばらに書かれていた」テキストを蒐集することを思い立った理由として、これらが「忘却に委ねられてしまわないように」¹⁵と述べている。彼が蒐集したテキストの多くは、すでにその役割を終えた状態で在地のアーカイヴに眠っていたのであり、彼がそれを新たにまとめ直さなければ「忘却に委ねられて」しまってもおかしくないようなものだったのである。彼はそれらを自身の基準に基づいて各巻に振り分け、統一的な「目次」*capitulatio*を付し、意味不明と思われた条項を「補足」に追いやることで、統一的な形式を持った条項集の形にまとめ上げた。こうして、シャルルマーニュ及びルイ敬虔帝の「勅令集」のごとき外観を持った蒐集が成立したのである。

先行研究においては、アンセギス蒐集に収録されているテキスト数の少なさ、網羅性の欠如がしばしば指摘されているが¹⁶、カロリング期に限定するならば、アンセギスの蒐集以前にこれほどの規模の蒐集が存在していなかったこともまた事実である。特に興味深いことは、蒐集成立の2年後にあたる829年ヴォルムスでの集会で出されたテキストにおいて、ルイ敬虔帝がこの蒐集を

りが見られるほか、ルイ敬虔帝時代の条項が一部シャルルマーニュの巻に収録されてしまっている事例も見られる、*ibid.*, pp. 19-22.

¹² F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, Weimar, 1961, pp. 66-71.

¹³ 拙論「カロリング期のカピトゥラリアー同時代人は『カピトゥラリア』を一つの文書類型として認識していたのか?」。

¹⁴ 特にシャルルマーニュ期の「カピトゥラリア」にその役割が判然としないものが多く含まれている。アンセギス蒐集収録テキストに限定されたものではないが、シャルルマーニュ期の国王巡察使関係の「カピトゥラリア」の性質については、2012年10月にミュンヘン大学に提出された博士論文、S. Kikuchi, *Untersuchungen zu den Missi dominici. Herrschaft und Delegation in der Karolingerzeit* が、第二章において一つ一つのテキストを対象に詳細な分析を行っている。刊行前にも関わらず博士論文の草稿を貸与くださった菊地重仁氏には、この場を借りて御礼申し上げたい。

¹⁵ “ne oblivioni traderentur”, G. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, p. 432.

¹⁶ H. Mordek, ‘Karolingische Kapitularien’, Idem (ed.) *Überlieferung und Geltung normativer Texte des frühen und hohen Mittelalters*, Sigmaringen, 1986, p. 37; G. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, pp. 41f. こうした評価はMGH版に収録された「カピトゥラリア」の数と比較して述べられたものである。

利用しているという事実である¹⁷。ここからは、過去の規定を集めたこの種の蒐集が宮廷にも存在していなかったこと、そもそもは雑多な役割を持っていたテキストをテーマごと、君主ごとにまとめたアンセギス蒐集が君主自身にとっても有用性を認められたことが明らかになる。ヴォルムス集会の後のルイ敬虔帝治世においては、王子たちの反乱勃発もあり、818-819年や829年のような大規模な規定の文字化はみられなくなるものの、アンセギス蒐集は（一部写本系統では829年の一連の文書を補足として伴いながら）フランク王国全土に急速に広められていくこととなる¹⁸。

2. ルイ敬虔帝期からシャルル禿頭王期へ

シャルル禿頭王期の文書利用のあり方を考える際に見落としてはならないのは、ルイ敬虔帝期との人員の断絶という問題である。「カピトゥラリア」研究においては、829年のヴォルムス集会が一つの断絶を示していることが指摘されており¹⁹、その時点からシャルル禿頭王のはじめの「カピトゥラリア」とされる843年のクレーヌの文書が発表されるまでには14年もの時間が経過しているのである²⁰。ルイ敬虔帝治世前半の「カピトゥラリア」や集会において主導的役割を果たしたとされているアニアヌのベネディクトゥスは821年に他界しており²¹、829年のヴォルムス集会に先だって行われたパリ「教会会議」決議を作成したとされるオルレアンのアナスタシウスも841年には没している²²。他方で、シャルル禿頭王の初期の「カピトゥラリア」への関与が指摘さ

¹⁷ *Ibid.*, 287f.

¹⁸ *Ibid.*, pp. 189-191. ヴォルムスの文書群とアンセギス蒐集の結合については、H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta. Überlieferung und Traditionszusammenhang der fränkischen Herrscherklasse* (MGH Hilfsmittel 15), München, 1995, p. 589.

¹⁹ G. Schmitz, 'Zur Kapitulariengesetzgebung Ludwigs des Frommen', *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 42, 1986, p. 514; H. Mordek, 'Fränkische Kapitularien und Kapitulariensammlungen', *Idem, Studien zur fränkischen Herrschergesetzgebung. Aufsätze über Kapitularien und Kapitulariensammlungen ausgewählt zum 60. Geburtstag*, Frankfurt am Main et al., 2000, pp. 23f.

²⁰ ハルトマンは、828-829年の一連の活動（王国内複数箇所での「教会会議」開催と829年のヴォルムス集会）や839年のルイ敬虔帝死亡時と、845-846年モー・パリ教会会議の時点と比較して、人的連続性が希薄であることを指摘している、W. Hartmann, 'Vetere et nova. Altes und neues Kirchenrecht in den Beschlüssen karolingischer Konzilien', *Annuaire de l'histoire des conciles* 15, 1983, pp. 82-85.

²¹ ルイ敬虔帝のもとでの彼の活動については、P. Depreux, *Prosopographie de l'entourage de Louis le Pieux (781-840)*, Sigmaringen, 1997, pp. 123-129.

²² ヨナスについては、*ibid.*, pp. 178f. パリで作成された文書 (A. Werminghoff [ed.], *MGH Concilia II, Concilia aevi Karolini 2*, Leipzig, 1908, pp. 605-680) への彼の関与については、W. Hartmann, *Die Synoden der Karolingerzeit im Frankenreich und in Italien*, Paderborn et al., 1989, pp. 181-183. この文書は *Episcoporum ad Hludovicum imperatorem relatio* (MGH Cap. II, no. 196) の形で、同年ヴォルムスでの集会において皇帝に提出された。

れるフェリエールのルプスがルイ敬虔帝宮廷と接触している証拠は、836年にならないとあらわれない²³。

822年段階ですでに宮廷との接触が検出されるランスのヒンクマールは、この点で唯一の例外といえるかもしれない。それでも、820年代のルイ敬虔帝の統治において、ヒンクマールは目立った活動をしておらず、829年ヴォルムス集会への関わりも明確ではない²⁴。そもそも、アンセギス蒐集に収録されたテキスト群の大部分の成立時点では、彼は宮廷とは接触していなかったと考えられる。ヒンクマールは、シャルル禿頭王時代になると、「カピトゥラリア」の領域にとどまらず、王国統治において中心的役割を担うこととなるため、彼がルイ敬虔帝時代の慣行をどの程度知っていたのかについては稿を改めてより詳細な考察を行う必要があるが、ここでは、彼が王国規模の集会や「カピトゥラリア」において中心的役割を果たしていることを示す証拠があらわれるのが、845年のランス大司教就任以降であるという点のみ指摘しておきたい。

829年に「カピトゥラリア」が途絶えることを指摘しつつも、従来の研究においては、シャルル禿頭王統治時代の西フランク王国における「カピトゥラリア」の慣行と、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期の慣行の相違は、考察の対象とされてこなかった。しかし、シャルル禿頭王周辺には過去の諸王のもとでの慣行を知る人物がほとんどいなかったという点を考えるなら、むしろ「カピトゥラリア」を取り巻く慣行が大きく変化していた可能性を想定すべきではないだろうか。以下ではまず、アーカイヴ関係の規定を手がかりに、この点についての考察を行っていく。

3. シャルル禿頭王の「カピトゥラリア」と宮廷アーカイヴ

先行研究においては、シャルルマーニュやルイ敬虔帝が「カピトゥラリアを宮廷アーカイヴに体系的に保管することを試みた」事例の存在がしばしば指摘されてきたものの、筆者は旧稿において、それらの事例を再検討し、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期の事例は、「カピトゥラリアの体系的保管の試み」とはみなせないとの結論を得た²⁵。以下では、シャルル禿頭王期にあらわれる宮廷アーカイヴ関係の規定を見ていくこととなるが、その際に念頭に置いておくべきは、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期とは異なり、シャルル禿頭王期にはアンセギスの「カピトゥラリア蒐集」がすでに存在していたという事実である。

シャルル禿頭王期の「カピトゥラリア」において宮廷アーカイヴへの言及が初めてあらわれるのは、853年11月にセルヴェで出された「巡察使カピトゥラーレ」第11条である²⁶。ここには「

²³ 研究者間で意見が分かれているものの、ルプスは843年クーレーヌで出された文書の作者である可能性が指摘されている、O. Münsch, *Der Liber legum des Lupus von Ferrières*, Frankfurt am Main et al., 2001, p. 46. 彼のルイ敬虔帝宮廷との関係については、P. Depreux, *Prosopographie*, pp. 322f.

²⁴ ヒンクマールとルイ敬虔帝宮廷の関係については、*ibid.*, pp. 257f.

²⁵ 拙論「カロリング期フランク王国における『カピトゥラリア』と宮廷アーカイヴ」。

²⁶ “11. Capitula autem avi et patris nostri, quae in praescriptis commemoravimus, qui ex missis nostris non

朕の祖父や父のカピトゥラ」を朕の櫃 *scrinium* ないしカンケラリウスから獲得せよとの文言が見られるのである。この「カピトゥラーレ」中で巻と条項番号を挙げてアンセギス蒐集中の規定が引用されていることを考えるなら²⁷、巡察使たちが「櫃」から獲得すべきとされたものは、アンセギスが作成した蒐集であると考えて良いものと思われる²⁸。また、パリ写本だけに見られる

habuerint et eis indiguerint, ut commissa per illa corrigere possint, sicut in eisdem capitulis iubetur, de scrinio nostro vel a cancellario nostro accipiant, ut rationabiliter et legaliter cuncta corrigant et disponant”.

「11. 朕の巡察使の中で、朕がこれまでに言及した、朕の祖父や父のカピトゥラを持っておらず、それらを必要とする者は、それらを用いて犯した過ちを矯正出来るように、これらのカピトゥラの中で命じられているごとくに、朕の櫃ないし朕のカンケラリウスから獲得せよ。適切に、法に則ってすべてのことを矯正し処理出来るように」(下線は筆者による、以下同じ)、*Capitulare missorum Silvacense* (MGH Cap. II, no. 260).

²⁷ “... secundum quod constitutum est in capitularibus avi et patris nostri in libro III, capitulo XXIII...”

「... 朕の祖父と父のカピトゥラリア第3巻、第23条にて定められていることに従って、... (この後同条項からの逐語引用が続く)」、*ibid.*

²⁸ この点について、菊地重仁氏より、巡察使たちが獲得すべきとされたものがアンセギス蒐集であるとの解釈は、筆者やネルソン (J. Nelson, ‘Literacy in Carolingian government’, R. McKitterick (ed.), *The Uses of Literacy in early medieval Europe*, Cambridge et al., 1990, p. 288) が述べるほどに明白ではないとのご指摘をいただいた、菊地重仁「カロリング期政治エリートたちによる文書の利用・再利用についての覚書」、丹下栄編『カロリング期社会変革の基礎的研究。教会エリート、大所領 (研究成果中間報告書)』、2013年、pp. 48-51。菊地氏の指摘はシャルル禿頭王宮廷における過去の規定の利用に関する極めて重要な論点を含んでいるものであるが (この点については稿を改めて検討する予定である)、筆者としてはここで指し示されているのが (829年ヴォルムスのテキスト群を付加した) アンセギス蒐集である可能性が高いとの解釈を維持したい。ここでは、セルヴェの「巡察使カピトゥラーレ」が、シャルル禿頭王の「カピトゥラリア」中でアンセギス蒐集を明確に用いている初めての事例であり、過去の規定の (再) 利用が活発化するのもこの時期以降であるという点を指摘したい。853年頃にシャルル禿頭王宮廷でアンセギス蒐集の利用が始まったことが推測出来るのである。また、シャルルマーニュ期やルイ敬虔帝期の「カピトゥラリア」を取り巻く文書慣行を考えるなら、この段階でシャルル禿頭王宮廷にアンセギス蒐集以外の形で過去の「カピトゥラリア」が保管されており、それをもとにセルヴェで巡察使に配付するために何らかの独自の小蒐集が作成されたとは考えにくい (これについては拙論「カロリング期フランク王国における『カピトゥラリア』と宮廷アーカイヴ」)。もっとも、菊地氏の指摘するように、セルヴェの第2条において、アンセギス蒐集 (及び829年ヴォルムスの規定) に含まれない一部のトピックについても「祖父や父のカピトゥラリアにおいて定められていることに従って」*“secundum quod in capitularibus avi et patris illorum statutum habetur”* 処理するようとの文言が見られることは事実である。この問題に対する明確な解答を筆者は持ち合わせていないものの、セルヴェにおけるアンセギス蒐集の利用の仕方が非統一的で、ある種杜撰なものであること (第6条では巻及び条項番号を挙げた上で逐語的引用を行うのに対し、第2条、3条、7条、11条では単に「祖父や父のカピトゥラ (カピトゥラリア) に従って」などと曖昧に言及する) から説明出来る可能性もあろう。第2、3、7、11条で言及されているものを集めた何らかの蒐集が作成・配付されていた痕跡は一切残されておらず、そうした蒐集の存在を仮定する場合、第6条のみでアンセギス蒐集の逐語引用を行う理由が説明出来ないのである。また、この時期に成立したとされ、多くの場合アンセギス蒐集と結合して伝来しているベネディクトゥス・レヴィタの「(偽) カピトゥラリア蒐集」中に当該のトピックに関する規定が見られる可能性も考えるべきであろう、

第 14 条²⁹からは、より具体的な筆写の方法が読み取れるとともに、「先人たちの慣行に従って」との文言も見られる。ここから読み取るべきは、シャルル禿頭王らが実際に「先人たちの慣行」を知っていたということではなく、アンセギス蒐集に収録されているルイの規定の文言から、彼らが「先人たちの慣行」を推測しているという状況であろう。ここで「先人たちの慣行」として理解されている内容が含まれているのは、第 11 条において「これらのカピトゥラの中で命じられているごとくに」との文言で指し示されている、ルイ敬虔帝の 823-825 年の *Admonitio* 第 26 条に見られる規定（アンセギス蒐集では第 2 巻第 24 条）のことと考えられるものの、ルイ敬虔帝がこの規定を行った時期にはアンセギス蒐集は成立しておらず、カンケラリウスのもとで獲得すべきとされていたものは、*Admonitio* 自体や 818-819 年の一連の文書等、現在「カピトゥラリア」とみなされているテキストの中でもそのごく一部のみであったと考えられるのである³⁰。

861 年にキエルジーで出された *Constitutio* にも、アーカイヴからの文書の獲得に関する規定があらわれる³¹。ここで問題とされているのはアンセギス蒐集ではなく、この *Constitutio* 自体であり、それが宮廷のカンケラリウスのもとに保管されるとともに、国王巡察使を通じて各地に送付され、各地で読み上げを行うことで周知を図るとの内容が規定されている³²。上述のルイ敬虔帝

G. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, p. 289, n. 14. ただし筆者はこの「(偽)カピトゥラリア蒐集」については現段階で十分な分析を行っていないため、ここでは明確な結論を述べることは差し控えたい。

²⁹ “14. Mandamus praeterea, ut, si capitula domni avi et genitoris nostri scripta non habetis, mittatis ad palatium nostrum de more praedecessorum vestorum missum vestrum et scriptorem cum pergamenam, et ibi de nostro armario ipsa capitula accipiat atque conscribat. Et vos deinde secundum ipsa capitula Dei iustitia[m] populique a Deo nobis commissi necessarias proclamationes legaliter emendare sollerti vigilantia procuretis. Valete.” 「14. さらに命じる。朕の父や祖父の文字にされたカピトゥラを持っていないなら、先人たちの慣行に従って、お前たちの使節と書記を羊皮紙とともに朕の宮廷に送り、そこで朕の櫃からそのカピトゥラを獲得して書き写すように。そしてそれ以降、お前たちは、それらカピトゥラに従って、神の正義と、神から朕に委ねられた人々の必要な訴えを、法に則って矯正することに、大いに熱心に努めるべし。以上」、MGH Cap. II. no. 260 (パリ写本のみにつされた第 14 条)。

³⁰ 拙論「カロリング期フランク王国における『カピトゥラリア』と宮廷アーカイヴ」、pp. 90-92. 当該の条項については、以下の 864 年ピトルの部分の記述も参照。なお、セルヴェの第 11 条の解釈については、菊地氏より異なる理解（「カピトゥラの中で命じられているごとくに、過ちを矯正出来るように …」）が示されているが（菊地重仁「カロリング期政治エリートたちによる文書の利用・再利用についての覚書」、p. 49）、本稿では MGH 版の編者やシュミッツ (G. Schmitz [ed.], *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, p. 289) に従い、上のごとくに訳した。文法的には菊地氏の解釈も十分に可能であろう。

³¹ *Constitutio Carisiacensis de moneta* (MGH Cap. II, no. 271). 規定内容は、悪貨に対する処置である。

³² “... Propterea necessarium duximus, ut commendationem nostram ex hoc scribere rogaremus, quae ex more in nostro palatio apud cancellarium retineatur et inde per missos nostros dirigatur, ut nemo per ignorantiam, nemo per industriam ab ea valeat deviare. [...] Hanc autem nostram de praesenti tempore constitutionem salva inpostmodum, ut diximus, ex hoc praedecessorum nostrorum constitutione et in palatio nostro et in civitatibus et in mallis atque in placitis seu in mercatis relegi, adcognitari et observari

の *Admonitio* 第 26 条（アンセギス蒐集では第 2 巻第 24 条）にも、カンケラリウスのもとへの底本の保管に加え、在地での読み上げを通じて規定を伝えるという方法が述べられており、861 年 *Constitutio* に見られる「慣習に従って」や「先人たちの定めに基づいて」といった文言もここに由来しているとの推測が可能であると思われる。

アーカイヴに関する 3 つ目の事例としては、864 年にピトルで出された *capitula* の第 36 条³³ を挙げることが出来る。これはアンセギス蒐集中の条項番号を示した上で、ルイ敬虔帝の *Admonitio* の第 26 条を逐語的に引用した規定である³⁴。ここでは、カンケラリウスのもとに保管されている「朕によって定められたカピトゥラ」を、大司教や伯を通じて王国中に広めることが規定されている。しかし、上述のごとく、ルイの *Admonitio* において「朕によって定められたカピトゥラ」が指し示すものは、現在我々が「カピトゥラリア」とみなしているテキスト群の中のごく一部のみであった。それに対して、以下で示すように、ピトルの 36 条においては、「朕によって定められたカピトゥラ」は、我々が「シャルル禿頭王のカピトゥラリア」とみなしているものとはほぼ一致すると考えられる。文言を逐語引用することでシャルル禿頭王はルイと全く同じ試みを行っているつもりでいた様子であるが、実際にはその文言が意味するところは大きく変わっていたと想定出来るのである。

シャルル禿頭王は、宮廷主導でアンセギス蒐集を王国中に広めることを試みるとともに、自ら

mandamus.”「... それゆえに朕は、このことのための朕の命令を筆写するよう求めることが必要であると考えた。それは、慣習に従って朕の宮廷のカンケラリウスのもとで保管され、そこから朕の巡察使たちを通じて送られるべきものである。誰も無知によっても、意図的にであっても、この命令から逸脱出来ないようにである ... しかるに現在から後、この朕の定めが、朕が述べたように、これについての朕の先人たちの健全な定めに基づいて、朕の宮廷、諸々のキヴィタス、諸々の会合、さらに諸々の集会、市場において読み上げられ、認知され、遵守されるようにと朕は命じる」、MGH Cap. II, no. 271.

³³ *Edictum Pistense* (MGH Cap. II, no. 273, c. 36).

³⁴ “36. ‘Volumus, ut’, sicut in secundo libro capitulorum decessorum ac progenitorum nostrorum continetur, capitulo XXIV, ‘haec capitula, quae nunc et alio tempore consultu fidelium nostrorum a nobis constituta sunt, a cancellario nostro archiepiscopi et comites eorum de propriis civitatibus modo aut per se aut per suos missos accipiant; et unusquisque per suam diocesim ceteris episcopis, abbatibus, comitibus et aliis fidelibus nostris ea transcribi faciant, et in suis comitatibus coram omnibus relegant, ut cunctis nostra ordinatio et voluntas nota fieri possit. Cancellarius autem noster nomina episcoporum et comitum, qui ea accipere curaverint, notet, et ea ad nostram notitiam perferat, ut nullus hoc praetermittere praesumat’” 「36. 朕の先人にして祖先たちのカピトゥラの書物、第 2 巻第 24 条に含まれているごとくに、『朕は望む。現在や別の時に、朕の臣下の熟慮の中で朕によって定められたカピトゥラを、朕のカンケラリウスから、大司教と彼らの伯が、自分たちの都市のために、自ら、または自身の使節を通じて獲得するようにせよ。そして一人一人が自身の管区で、他の司教、修道院長、伯、他の朕の家臣たちに、これを書き写させ、さらに【その者たちは】自身の伯領【管区？】で全員の前でこれを読み上げるようにせよ。朕の命令と望みが全員に伝えられるようにである。そして、朕のカンケラリウスは、これらを獲得する事に意を用いた司教と伯の名前を書きとめ、朕に知らせるように。誰もこれをしそこなうことがないようにである』」、*ibid.*

の「カピトゥラリア」も体系的に蒐集して同じく王国中に広めることを試みていたと考えられる。以下ではこうした推測を裏付ける証拠をさらに見ていくこととしたい。

4. シャルル禿頭王のもとでの「カピトゥラリア」の体系的利用

まず指摘すべきは、9世紀の西フランク王国からアンセギス蒐集の写本が多数伝存している点である³⁵。すでに見たように、853年の規定においてシャルル禿頭王はアンセギス蒐集を王国内に体系的に広めることを試みていた。こうした伝存状況は、この試みが一定の成果をあげたことを想定させるものである。西フランクから伝存する写本中では、大司教ヒンクマール時代のランスに由来する系統の写本が目立っており、ヒンクマールのシャルル禿頭王宮廷における位置付けを考えるなら、写本の伝播が宮廷主導で行われたことが推測出来る³⁶。また、すでに扱った864年ピトルの*capitula*においては、第36条以外でも非常に多くの箇所アンセギス蒐集が利用されているが、シュミッツはそこで用いられたアンセギス蒐集写本が、9世紀第三四半期にランスで成立したものであることを明らかにした³⁷。シュミッツがこのランス系統の版を、西フランク王国における「公式版の地位」に到達したものであると評しているのは極めて正当であると言って良い³⁸。そして、シャルル禿頭王が「カピトゥラリア」中でアンセギス蒐集を用いる際、読み手がアンセギス蒐集を傍らに持っていないと内容が意味をなさないような事例がしばしばあらわれることを考えるなら³⁹、アンセギス蒐集の流布が一定程度実現していることを前提として、シャ

³⁵ 以下で述べるアンセギス蒐集の伝存状況についての記述は、G. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, pp. 71-281 に基づいている。

³⁶ このことは、これらの写本がすべてランスで作成されたということの意味するわけではない、*ibid.*, pp. 269. 西フランク王国の「カピトゥラリア」の生産・保管・筆写等におけるヒンクマールの役割の大きさはすでに、J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the Reign of Charles the Bald', pp. 94-97 が正当に指摘していた。ただしネルソン自身に、自身の見解をやや修正している、Eadem, 'Literacy in Carolingian government', p. 289.

³⁷ G. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, pp. 294-296. 当該の写本 Berlin, Staatsbibliothek - Preußischer Kulturbesitz, Phill. 1762 については、H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, pp. 58-69. この写本はそもそもは、シャルル禿頭王の「カピトゥラリア」を体系的に収録している Den Haag, Rijksmuseum Meermannno-Westreenianum, 10 D 2 と結合されていたものである。本稿の以下の叙述を参照のこと。

³⁸ G. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, p. 279.

³⁹ こうした例の一つとして、864年ピトルの*capitula* (MGH Cap. II, no. 273) 第9条を挙げる事が出来る: "... De quo sacramento quicumque comprobatus fuerit periuratus, et secundum legem mundanam ut periurus puniatur, sicut in capitulari decessorum ac progenitorum nostrorum continetur in fine capituli decimi ex tertio libro, et secundum legem ecclesiasticam publicae poenitentiae subigatur." [... この誓いについて偽っていたことが証明されたものは皆、世俗の法に従って、偽誓者として処罰されるべし。朕の先人にして祖先たちのカピトゥラレにおいて、第3巻第10条の終わりに見られるごとくに。そして教会法に従って、公的贖罪に服すべし]。アンセギス蒐集の当該部分（そもそもは805年のMGH Cap. I, no. 43, c. 11）には、偽誓

ルル禿頭王宮廷が規定の文言を決定していることも推測出来るのである⁴⁰。

シャルル禿頭王は、アンセギス蒐集の形で「先人のカピトゥラリア」（と彼がみなしたもの）を広めようと試みただけでなく、自らの「カピトゥラリア」も体系的に管理することを試みていた。このことは、彼の時代の西フランク王国において、年代順に禿頭王の「カピトゥラリア」を収録した写本がいくつか残されていることから明らかになる⁴¹。こうした写本の一つが、先ほど述べた864年ピトル *capitula* 作成の際にも用いられた「公式版」のアンセギス蒐集と結合した形で成立していたことは⁴²、このような蒐集の作成が、王宮のイニシアチヴで行われたことを強く示唆している。「私的に」蒐集を行ったアンセギスとは異なり、西フランク王国では「公式のカピトゥラリア蒐集」が作成されていたのである。このことから、864年ピトルの第36条で述べられている「朕によって定められたカピトゥラ」がまさしくこうした蒐集に収録されている「カピトゥラリア」を指すという結論が導かれるのであり、シャルル禿頭王はこうした「公式のカピトゥラリア蒐集」の形で、自身の過去の規定を各地に広めることも試みていたのであった⁴³。

シャルル禿頭王が過去に出した「カピトゥラリア」をある程度体系的に管理していた様子は、他の文書の中で禿頭王が過去に出した「カピトゥラリア」が言及される事例からも読み取ること

を行った者への処罰として、手を切り落とすか金銭で罪を買い戻すかするようとの内容が見られる。

⁴⁰ ただし、アンセギス蒐集全体を再筆写するコストを回避するためか、857年にキエルジーで出された *capitula* は、アンセギス蒐集とベネディクトゥス・レヴィタ蒐集からキエルジー *capitula* に関する規定を抜粋した小蒐集（ヒンクマールの作とされている）を付す形をとっている、MGH Conc. III, no. 266, pp. 389-396; G. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, p. 289f. このように、シャルル禿頭王時代には、様々な工夫を凝らした文書利用が検出されるのであり、本章から浮かび上がる「カピトゥラリアの体系的利用」のあり方もその一部に過ぎないことをことわっておきたい。

⁴¹ こうした蒐集の事例は、J. Nelson, 'Legislation and Consensus in the Reign of Charles the Bald' で扱われており、論文に付された表から、MGH 版収録の「カピトゥラリア」がこれらの蒐集中に体系的に収録されていることが明瞭に読み取れる。

⁴² Berlin, Staatsbibliothek - Preußischer Kulturbesitz, Phill. 1762 + Den Haag, Rijksmuseum Meermann-Westreenianum, 10 D 2. この写本と西フランク宮廷及びピランス大司教ヒンクマールとの関連性の有無については様々な見解が提示されてきたが、この議論については註37で挙げたシュミッツの論証により決着がついたと言っても良い。過去の議論については、H. Mordek, *Bibliotheca capitularium regum Francorum manuscripta*, pp. 59f.

⁴³ ただし、こうした試みがどれだけの成果を上げたのかについての判断は容易ではない。宮廷と何らかの関係を持って作成されたと考え得る「シャルル禿頭王のカピトゥラリア蒐集」は3種類存在するが、アンセギス蒐集とは異なり、同時代からそれらの写本が大量に伝存しているわけではないのである。エール大学所蔵の写本 (New Haven, Yale University, The Beinecke Rare Book and Manuscript Library, MS 413, *ibid.*, pp. 386-391) はその一点のみが伝わっており、ハーグ写本で伝わる蒐集の写しは、11世紀の一写本（及びその写しである16世紀の写本）のみ (*ibid.*, pp. 526-533, pp. 639-642) が伝存している。ボヴェの写本（おそらく9世紀、散失）で伝わっていた蒐集については、9世紀の断片 (Vatikan, Biblioteca Apostolica Vaticana, Reg. Lat. 980, foll. 13-14 + Reg. Lat. 1283a, fol. 66, *ibid.*, pp. 835-838) が一点伝わっているほか、近世の写本が4点伝存している（互いに直接の系統関係はないとされているこれらの写本については、*ibid.*, pp. 865-867）。

が出来る。先人たちの時代にはほとんど見られなかった形で、過去の「カピトゥラリア」がその発布場所とともに言及されている事例があらわれるのである⁴⁴。例えば、854年に禿頭王がアティニーでロタール1世との会合を行ったときに巡察使たちに与えた *capitula* の第1条では「盗賊に対処する巡察使について、すなわち、以前にセルヴェで朕の命令で出されていたカピトゥラに含まれていることを行う巡察使が追加・補充されるべし」⁴⁵ との内容が見られるし、それ以外にもいくつか類似の事例を指摘することが出来る⁴⁶。こうした事例からは、禿頭王宮廷及びその受け手が、発布場所の情報が付された形で過去の「カピトゥラリア」を所有しているという状況が推測出来るのである⁴⁷。また、856年の事例⁴⁸は、王国内の貴頭が禿頭王への訴えの中で、一連の禿頭王の「カピトゥラリア」に言及しているもので、国王のみならず王国の貴頭レヴェルにおいて

⁴⁴ シャルルマーニュ期には一部の事例を例外として、「過去のカピトゥラで命じられたように」などと曖昧な形で過去のものに言及する事例がほとんどである。また、ルイ敬虔帝期に関しては、823-825年の *Admonitio* を除くと、同時期や直近の過去に出されたものに言及する事例のみが検出される。これらの事例については、拙論「シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期のいわゆる『カピトゥラリア』についての一考察」を参照のこと。

⁴⁵ “1. De missis pro latronibus, scilicet ut addantur et suppleantur missi, qui illa peragant, quae in capitulis continentur, quae supra in Silvaco illum edidisse praescripsimus.” (MGH Cap. II, no. 261). ここで言及されているのは、853年の *ibid.*, no. 260, cc. 4-8 である。

⁴⁶ MGH Conc. III, no. 45, c. 8 (=MGH Cap. II, no. 298) (859年メッス) ; *Ibid.*, no. 272, c. 1 (862年ピトル) ; *Ibid.*, no. 273, cc. 1 and 3 (*Adnuntiatio domni Karoli apud Pistas*) (864年ピトル)。また、王権がどの程度関与したかについての判断が難しい事例ではあるが、845-846年のモー・パリ「教会会議」においても、843年以来連続的に行われてきた「教会会議」の決議が引用・編集されている、MGH Conc. III, no. 11 (=MGH Cap. II, no. 293)。

⁴⁷ そもそも、シャルルマーニュ期やルイ敬虔帝期の「カピトゥラリア」とは異なり、シャルル禿頭王の「カピトゥラリア」には発布地や発布年等の情報が「序文」にあたる部分に記載されている事例が数多く見られる。シャルル禿頭王期に「カピトゥラリア」の形式が変化することについてはすでに複数の研究者が指摘してきたことに当たる、F. L. Ganshof, *Was waren die Kapitularien?*, pp. 66-69; H. Mordek, ‘Karolingische Kapitularien’, p. 36; T. M. Buck, *Admonitio und Praedicatio*, pp. 7f. こうした変化は通常、シャルル禿頭王期に王権が弱体化することから、形式の整ったテキストの必要性が増大したという形で説明されてきたが、現在ではこうした見方は否定されている、J. Nelson, ‘Literacy in Carolingian government’, pp. 289f.; 加納修「メロヴィング期にカピトゥラリアはあったのか—フランク時代の国王命令と文書類型—」、『歴史学研究』795、2004年、p. 37。

⁴⁸ “... ut capitula, quae vos ipse cum fidelibus vestris in Colonia villa manu propria confirmastis, sed et ea, quae in Belvaco civitate episcopis tradentibus sub conditione notissima suscepstis, illa quoque, quae cum fratribus vestris secus Teudonis-villam in loco dicitur Iudicium, approbastis [...] diligenter et frequenter ad memoriam reducatis ac relegatis...” 「... あなた [シャルル禿頭王] の臣下とともにクーレーヌで自らの手で確認されたカピトゥラ、さらにボーヴェで司教が提示し、良く知られた条件の下であなたが受け入れたもの、あなたの兄弟達とティヨンヴィルの近くのユッツと呼ばれる場所であなたが確認したもの ... [その他一連の「カピトゥラリア」への言及が続く] ... を、あなたは何度も注意深く記憶に呼び戻し、読み直すべきであり ...」、MGH Cap. II, no. 295。

も、どのテキストがどこで出されたものなのかに関する情報が共有されていたことが分かる事例となっている。

5. シャルル禿頭王自身の認識：「先人たちの慣行に従って」

以上の分析から、シャルル禿頭王時代には「カピトゥラリア」が一つの史料類型として把握され、それらのある程度体系的に管理する試みがなされていたことが明らかになったものと思われる。そもそもは私的なイニシアチヴで雑多なテキストを集めたものであったアンセギス蒐集が、シャルルマーニュやルイ敬虔帝の「公式のカピトゥラリア蒐集」のごとき位置付けを与えられるとともに、シャルル禿頭王自身も自身の「カピトゥラリア蒐集」を作成し、宮廷で管理し、それを各地に広めることを試みていたのである。こうした文書利用のあり方は、筆者が旧稿においてシャルルマーニュ期やルイ敬虔帝期に関して明らかにしてきたものとは大きく異なっている。シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期には、そもそも「カピトゥラリア」を一史料類型として一括して把握する認識自体が存在していなかった可能性が高いのである。シャルル禿頭王期の「カピトゥラリア」について、単純に「シャルルマーニュ期以来の慣行が継続した」と想定してきた従来の理解は全面的な見直しを迫られていると言って良い。

ところが、シャルル禿頭王期とシャルルマーニュ期の「カピトゥラリア」に関する慣行を同一視するという（誤った）見方は、現代の研究者に特有のものではなかった。本稿のこれまでの議論ですでに示唆されていたように、シャルル禿頭王自身も、自分がシャルルマーニュ期以来の慣行に従っていると考えていた可能性が高いのである。最後にこのことを示す証拠をさらにいくつか見ていくことにしよう。

まず指摘出来るのは、すでになんらかの事例を挙げてきたように、シャルル禿頭王の「カピトゥラリア」中に、「祖父や父のカピトゥラリア」としてアンセギス蒐集中の規定に言及する事例が非常に多くあらわれる点である⁴⁹。このことは、シャルル禿頭王自身が、自らの「カピトゥラリア」がアンセギス蒐集に見られる規定の延長線上にあると認識していたことを示している。また、862年ピトルの *capitula* や869年ピトルの *capitula* の文言からは、先人たちの出した *capitula* と自らのものを同種のものとして認識している様が明確に見て取れる⁵⁰。すでに述べたように、

⁴⁹ この種の事例はG. Schmitz (ed.), *MGH Die Kapitulariensammlung des Ansegis*, pp. 288-298 にまとめられている。

⁵⁰ “Cap. I. Reges et episcopi, qui ante nos fuerunt, ducti amore et timore divino cum ceterorum fidelium dei consilio atque consensu plura statuerunt capitula providentes, qualiter sancta ecclesia statum debitum et honorem et regni habitatores in omni statu et ordine haberent legem atque iustitiam. Nos etiam pro qualitate rerum et oportunitate temporum quedam huic cause convenientia capitula superaddidimus. ...”
「1条。朕に先立つ諸王と司教たちは、神への愛と恐れに導かれ、他の神の信徒たちの助言と同意とともに、多くのカピトゥラを定め、聖なる教会が揺るがぬ義務と名誉を、そしてすべての地位と身分の王国住人たち

アンセギス蒐集にならって自身の「カピトゥラリア蒐集」を作成している点もこうした認識を示すことと言えるだろう。さらに、ランス大司教ヒンクマルの手による『サンベルタン年代記』の中で、シャルル禿頭王の「カピトゥラリア」発布が言及される際にも、それが「先人の慣行に従って」行われたとの文言があらわれる⁵¹。

これらの事例において特徴的なのは、「集会において家臣たちの助言や同意を得てカピトゥラを定める」というやり方が、昔からの慣行であるという認識があらわれている点である。シャルル禿頭王やその取り巻きたちは、こうしたことが、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期から変わらず続けられている慣行であり、その成果をまとめたものがアンセギス蒐集であるとの認識を持っていたものと考えられるのである⁵²。先人たちの行いと自身の行いを接合するこうした文言は、

が、法と正義を持つようにと配慮した。朕はさらに、物事の性質 [の変化] と時代の状況に応じて、ある種の問題に適したカピトゥラを付け加えた ...」、MGH Cap. II, no. 272 =MGH Conc. IV, no. 10, c. 1 (862年ピトル) ; "... Et capitula, que avus et pater noster pro statu et munimine sancte dei ecclesie ac ministrorum eius et pro pace ac iusticia populi et quiete regni constituerunt, et quae nos cum fratribus nostris regibus et nostris ac eorum fidelibus communiter constituimus, sed et quae nos consilio et consensu episcoporum ac ceterorum dei et nostrorum fidelium pro suprascriptis causis in diversis placitis nostris conservanda statuimus, permanere inconvulsa decernimus." 「...そして、朕の祖父や父が聖なる神の教会ならびにその僕たちの繁栄と防衛のために、そして人々の平和と公平、王国の安寧のために定めていたカピトゥラ、そして朕が朕の兄弟である王たちとともに、朕や彼らの臣下たちに対して共同で定めていたカピトゥラ、さらに朕が司教やその他の神と朕の信徒たちの助言と同意の中で、上述の物事のために、様々な朕の集会において、遵守されるべきものとして定めていたカピトゥラが、侵されずに残り続けるようにと朕は決定した」、MGH Cap. II, no. 275 = MGH Conc. IV, no. 31, c. 3 (869年ピトル)。

⁵¹ "Karolus Kalendas Iunii in loco qui Pistis dicitur generale placitum habet. [...] Capitula etiam ad triginta et septem consilio fidelium suorum more praedecessorum ac progenitorum suorum regum constituit et ut legalia per omnem regnum suum observari praecepit." 「カロルスは6月1日にピトルと呼ばれる場所で、一般集会を開いた。... さらに自身の家臣たちの助言とともに、先人や祖先の慣行に従って、37条の条項を定め、これらが彼の王国全土で法として守られるようにと命じた」、G. Waitz (ed.), *Annales Bertiniani, MGH Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum separatim editi* 5, Hannover, 1883, p. 72 (864年ピトル, MGH Cap. II, no. 273を指す) ; "Quia ergo multi erant in regno Karoli, qui exspectabant, ut per Karlomannum adhuc rediviva mala agerentur, in sancta Dei ecclesia et in aliis regnis, de quibus regio ministerio, cum consilio fidelium suorum, secundum morem praedecessorum ac progenitorum suorum, leges paci ecclesiae et regni soliditati congruas promulgavit et ab omnibus observari decrevit." 「カロルスの王国の中には、カルロマンヌスによってこれまで繰り返された悪事が、聖なる神の教会や、[禿頭王の]王としての職務に属している他の諸王国の中にもたらされることを予想する者が多かったので、家臣たちの助言とともに、先人や祖先たちの慣行に従って、教会の平和と王国の強化に関する法を発布し、みながこれに従うべきであると規定した」、G. Waitz (ed.), *Annales Bertiniani*, p. 121 (873年キエルジー, MGH Cap. II, no. 278を指す)。

⁵² こうした認識は、シャルル禿頭王のみならず、多くの現代の研究者たちも共有していたものであった。しかし実際の所、シャルルマーニュ期やルイ敬虔帝期の「カピトゥラリア」のほとんどは、集会の場で家臣た

支配の正当化のためのレトリックともみなしうるものではあるものの、実際にシャルル禿頭王やその取り巻きたちが、自らが先人たちの慣行を踏襲していると自己認識していたこともまた確かであると考えて良いのではないだろうか。この問題については、シャルル禿頭王自身の王権理念に関する考察が重要となろうが、それは本稿の範囲を大きく超える作業に属する。

おわりに

本稿の分析から、シャルル禿頭王時代には「カピトゥラリア」が一つの史料類型として把握され、それらのある程度体系的に管理する試みがなされていたことが明らかになった。さらに重要なこととして、シャルル禿頭王やその取り巻きたちは、シャルルマーニュやルイ敬虔帝時代の「カピトゥラリア」も、自身の「カピトゥラリア」と同種のものとして、一史料類型のごとくに把握していた可能性が高いことが指摘された。彼らが「先人のカピトゥラリア」とみなしたテキスト群が、現代の研究者が「カピトゥラリア」とみなしているテキスト群とどの程度合致するののかについて確定的なことは述べられないが、少なくともアンセギス蒐集に収録されているテキストについては、シャルル禿頭王及びその取り巻きにおけるそうした認識を想定することが許されるであろう。827年にアンセギス蒐集が成立した後、シャルル禿頭王がそれを大いに活用しつつ自身の「カピトゥラリア」を体系的に発布・伝播・保管することを試みる中で、現代の研究者の理解に近い形で（シャルルマーニュ期やルイ敬虔帝期のテキストも含めた）「カピトゥラリア」という類型認識が生じたとの結論が導かれるのである。

ところが実際の所、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期と比較すると、シャルル禿頭王期の文書慣行は大きく変化していた。シャルル禿頭王は、アンセギス蒐集を参照しつつ、「先人たちの慣行に従って」、自身の「カピトゥラリア」の体系的な保管・伝播を試みていたが、シャルルマーニュやルイ敬虔帝の宮廷においては、後にアンセギス蒐集に収録されることになるようなテキスト群を「カピトゥラリア」として一括して把握する態度は存在しておらず、当然「カピトゥラリア」の体系的な保管・伝播の試みも存在していなかった。第5章で検討したような、「カピトゥラリア」の体系的な利用の痕跡は、シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期に関しては一切検出されないのである。すでに多くの研究において指摘されているように、ルイ敬虔帝期において文書の宮廷アーカイヴへの保管や国王巡察使を通じた体系的な王国中への伝播の試みがあらわれることは事実である⁵³。しかしながら、そうした試みは特定の事例に限定されたものであり、過去の「カピトゥラリア」一般を一つの蒐集にまとめ、体系的に王国中に広めようと試みつつ、自身も後

ちの助言や同意を得て出されたものではなかった可能性が高い。この点については、拙論「シャルルマーニュ期・ルイ敬虔帝期のいわゆる『カピトゥラリア』についての一考察」。

⁵³ ルイ敬虔帝期のこうした試みと、それを「カピトゥラリア」全体に一般化してきた従来の見解への批判については、拙論「カロリング期フランク王国における『カピトゥラリア』と宮廷アーカイヴ」、pp. 87-94.

の規定作成において参照するという形の文書慣行はシャルル禿頭王期に特有のものである。従来の研究の想定とは異なり、シャルル禿頭王期の文書慣行は、「カピトゥラリア」の分野に関する限りは、先人たちの時代と比べて根本的に変化していたと考えるべきであろう。これは「カロリング後期における統治システムの衰退」という伝統的な理解を相対化するものであり、今後は本稿のこうした知見を、「カピトゥラリア」の領域を超えて、当時の文書慣行全体の中で考察する必要があるだろう。

以上のごとく、本稿では、1) シャール禿頭王期に文書慣行が大いに变化する、2) それにもかかわらずシャルル禿頭王は先人たちの慣行を踏襲していると認識していたという二つの結論を得たが、なぜそうした状況が生じたのかという点についてはほとんど論証することが出来なかった。この点については西フランク王国に特有の状況なども考慮に入れた上で考察を行う必要があるが、筆者は1)、2) 双方の状況をもたらした大きな要因の一つは、シャルルマーニュ・ルイ敬虔帝の「勅令集」のごとき外観を持ったアンセギス蒐集（及びその継続の体で作成されたベネディクトゥス・レヴィタの（偽）カピトゥラリア蒐集）の存在であると考えている。また、本稿でもしばしば登場したランス大司教ヒンクマル個人が果たした役割も見落とすことが出来ない。彼は、シャルル禿頭王の「カピトゥラリア」の多くにも関わっているだけでなく、「公式版」のアンセギス蒐集写本やシャルル禿頭王の「カピトゥラリア蒐集」の作成にも関与しており、「先人たちの慣行に従って」シャルル禿頭王が「カピトゥラリア」を出したというサンベルタン年代記の文言も、彼の手によるものなのである。こうした点のさらなる分析もまた今後の課題として残されており、本稿が明らかにしたのは西フランク王国における文書慣行のごく一部分のみに過ぎない。

（本稿は平成 25 年度科学研究費 [特別研究員奨励費 232400] による研究成果の一部である）